

「担保法制の見直しに関する要綱案のとりまとめに向けた検討(1)」(部会資料28)について

日本司法書士会連合会

動産・債権等に関する担保法制検討委員会委員 福永 修

今般、「担保法制の見直しに関する中間試案」のパブリック・コメント手続を経て「要綱案のとりまとめに向けた検討」のステージが、令和5年4月25日(火)開催の法制審議会担保法制部会第32回から始まった。部会資料28のうち、下記第1から第4までについて検討された。本稿では議論の方向性や主要な事項のみを掲載しているため、詳細については部会資料及び部会議事録をご参照いただきたい。

- 第1. 新しい担保制度の規律方法等
- 第2. 譲渡担保契約に関する総則的な規律
- 第3. 動産譲渡担保権に関する規律
- 第4. 集合動産を目的とする譲渡担保権

第1. 新しい担保制度の規律方法等

1. 新しい担保制度の規律方法等

譲渡担保契約等を定義し、当該契約の効力を定める規律方法が提案された。この点、その内容の理解は解釈に委ねることとして新たな担保物権である旨の解釈を否定するものではない旨の意見が趨勢であった。

2. 譲渡担保契約の定義

譲渡担保契約の定義について、動産所有権等の財産権を債権者に「移転」する方式によることが提案された。仮に移転の効果意思が明示されることなく担保権設定の意思しか表明されていない場合、契約無効となるのか、あるいは譲渡担保権又は動産質権等の認定がされうるものなのか、その法的性質との関係で財産権移転の効果意思がどの程度求められるのかにつき問題提起された。また、譲渡担保の効果として設定者の権利の性質(設定者

に残る権利は制限付き所有権なのか、そうではない権利なのか)について明確にすることの要否について、他の規律内容に影響することとの関係で議論された。

また、譲渡形式の定義内容を踏まえてその対抗要件の在り方について議論された。とりわけ動産譲渡担保について、その内容を担保権と解釈する立場によれば、その対抗要件が必然的に譲渡の対抗要件となるものではなく、また仮に譲渡の対抗要件と同様のものと整理したとしても占有改定による引渡しを譲渡担保の対抗要件として認めるか否かはさらに論点となることが確認された。同様に、所有権の移転と解釈する立場から譲渡の対抗要件によるものとしても、占有改定による引渡しを含むかどうかは論点となる。この点、整理検討される予定である。

第2. 譲渡担保契約に関する総則的な規律

1. 譲渡担保権の内容

譲渡担保権者の有する権利の中心的内容が財産権に対する優先弁済権にある旨の部会提案がされたこととの関係で、その対抗要件の在り方についても総則規定として規律すべきであるとの意見が出された。すなわち、譲渡担保権の内容について解釈の余地を残すことを前提に、担保権と理解する立場によると権利の譲渡の対抗要件に従うことは自明の理ではなく、総則規定において例えば譲渡の対抗要件に従う等の規定をすべきことになり、他方で所有権移転の立場によれば確認規定として理解することになる。

2. 譲渡担保権の被担保債権の範囲

譲渡担保権の被担保債権の範囲について、とりわけ利息等に関して「最後の二年分」の制限を設けない方向で部会提案がされていたところ、特に労働債権の保護の観点から限定をすべきであるとの意見が出された。引き続き検討予定である。

3 譲渡担保権設定者の処分権限の制限

部会資料において対抗要件を具備した譲渡担保権が付いた状態のまま真正譲渡する場合、目的物の管理や追及等が困難になる担保権者の利益保護の為、その承諾を得なければ譲渡を無効とする旨が提案された。この点、譲渡無効にせずとも担保権者保護の他の方策が考えうることから設定者への処分権制限が過大である旨、問題提起された。また、所在場所変更の問題を内在する動産と違って債権や知的財産権等についても処分権を制限することは過剰である旨も言及された。

4 譲渡担保権者の処分権限の制限

中間試案と同様の提案である。上記第2.3と組み合わせて適用した場合、所有権の処分を一切できない状況を創出することになることを懸念する意見があった。

5 物上代位

部会資料では、譲渡担保権の物上代位と他の担保権の優劣に関して、譲渡担保権は差押えを優劣基準とする旨、提案された。それは、本体たる譲渡担保権の対抗要件（とりわけ占有改定による引渡し）はその公示性が弱いから差押えを基準にすべきとの理由であるが、公示性が弱いものを譲渡担保本体の対抗要件としながら物上代位で公示性の弱さを持ち出すことへの問題が指摘された。他方で、他の担保権の対抗要件との対比においては必ずしも公示性が弱いとはいえないとの意見もあり、結論として譲渡担保の対抗要件と、競合する担保権の対抗要件の前後によるべきとする意見が趨勢であった。

6 根譲渡担保権

部会資料において極度額の定め及び被担保債権の範囲の特定のいずれも不要とする旨の根譲渡担保権が提案された。この点、とりわ

け労働債権を保護する観点からいずれも要件に課すべき旨の意見が出された。

第3. 動産譲渡担保権に関する規律

1 動産譲渡担保権の及ぶ範囲

部会資料では、動産譲渡担保の効力が設定の前後を問わず「従物」にも及ぶとすることが提案された。この点、「従物」はその所有権が設定者にあることを前提とする概念であるため、譲渡担保の内容の理解につき解釈の余地を残す方向で引き続き検討される。

2 動産譲渡担保権者による果実の取収

中間試案から変更はなく、特に意見はなかった。

3 動産譲渡担保権設定者の使用収益権限

部会資料では、設定者による占有の際に善管注意義務を課することが新たに提案された。この点、善管注意義務の対象を使用収益とする方向で検討することになった。

4 動産譲渡担保権設定者の妨害の停止の請求等

中間試案と同様の内容が提案された。譲渡担保設定者に所有権が残っているのか否か解釈の余地を残すことを踏まえた場合、設定者について妨害排除規定を定めることが必要であるとの意見があった。

5 動産譲渡担保権設定者による所在場所の変更

中間試案になかった提案である。所在場所の変更によって動産担保権者の目的物管理が困難になることから事実行為について直接規制する規律が提案された。この点、個別動産の所在の変更が直ちに担保権侵害になるものではなく規律として過大であるとの意見が趨勢であった。他方で、第三者の担保権侵害に対する救済を講ずるべき旨の提案があった。

6 準用

中間試案と同様の内容であり特に意見はなかった。

7 動産譲渡担保権の順位の変更

順位変更の当事者のうち応じない者がいた場合、順位変更の規律だけでは不都合であり、

別途、順位の譲渡放棄等の処分を認めるべきとの意見があった。この点、順位の譲渡放棄等の公示を適切に分かりやすくできるかどうか問題となる旨の指摘があった。

8 転動産譲渡担保

転譲渡担保よりも、むしろ全部譲渡等の方がニーズが高いとの意見があった。

第4. 集合動産を目的とする譲渡担保権

1 特定範囲に属する動産を目的とする譲渡担保

中間試案から実質的な変更はなく、特に意見はなかった。

2 特定範囲に属する動産を目的とする譲渡担保権の対抗要件

集合動産の譲渡担保の対抗要件具備の要件に関して「『現に』特定範囲に属する動産の引渡しがあったとき」として動産の現存要件を課すことが提案された。裏を返すと動産が全く存在しない時点では引渡しによる対抗要件の具備ができないことになってしまい、それでは例えば、最初にA銀行が設定を受けて動産が搬入されるまでの間に遅れてB社が担保権者になった場合であってもAとBは同順位の関係になってしまうため実務上、問題となる旨の指摘があった。

3 集合動産譲渡担保権設定者による処分

中間試案と実質的に同様であり、特に意見はなかった。

4 集合動産の構成部分である動産の設定者による処分

集合動産譲渡担保権設定者がその権限範囲を超えて特定範囲に属する動産を処分した場合における処分の相手方の保護要件として、即時取得の規律と同様に引渡しを必要とすべきか否かについて議論された。また、規律の適用範囲との関係で、複数の動産があるときにそれは個別動産の集合体なのか、集合動産なのかを見定めるときに「特定の方法」により定まるのか、あるいは「集合動産譲渡担保に関する個々の規律を適用するのに適した状態」か否かにより定まるのか、につき論点

が提起された。この点、対抗要件の場面では前者（「特定の方法」）によるとし、本提案4の場面では後者によるとして場面毎に分けて考えられるとの見解があった。

5 担保価値維持義務・補充義務

集合動産の担保価値維持義務・補充義務の部会提案に対して、義務の内容やその範囲について様々なバリエーションが想定されるものであり、契約当事者が合意により決するものであろうことから明文化することに消極との意見があった。

6 新たな規定に係る集合動産担保権における物上代位等

特に意見はなかった。